メタン発酵消化液等現地実証指導・助言委託仕様書

１　目的

弊社は鳥羽市内の食品残渣を原料とするメタン発酵施設を令和３年７月より本格稼働し、それに伴いメタン発酵消化液等（液肥・堆肥）が発生します。

一方で、現在鳥羽志摩地域では耕作放棄地が年々増加しており、その耕作放棄地を有効利用するため、施設から発生するメタン発酵消化液等（液肥・堆肥）を利用し耕作放棄地での野菜及び水田作物・果樹生産の定着を目指します。

加えて、そのノウハウを構築することで、「メタン発酵消化液等（液肥・堆肥）の耕作放棄地での有効利用」を優良事例として全国へ紹介していきます。

本目的を達成するため、下記の業務を委託します。

２　業務内容

（１）委託業務名　メタン発酵消化液等現地実証指導・助言委託業務

（２）委託期間　　契約の日から令和６年２月２２日（木）

（３）委託内容

　　ア　メタン発酵消化液等実証試験指導・助言

1. 弊社製メタン発酵消化液等現地実証の設計・分析・評価指導・助言

（オンライン５回以上）

1. 弊社製メタン発酵消化液等現地実証の作物栽培指導・助言

（対面５回以上）

（ウ）弊社産メタン発酵消化液等の新たな利活用についての提案

　　イ　専門家派遣

　　　　委託業務の運営を担う人材として、専門家を派遣すること。

（４）現地実証指導・助言計画書

　　　入札後に現地指導・助言計画書を提出すること。

３　その他

（１）本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当者と協議する。

ア　担当者

株式会社　鳥羽産業

取締役　　逢阪　洋行（あいさかひろゆき）

住所　三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６－８

電話　０５９９－２５－２８０７

FAX　 ０５９９－２５－２８０８

メールアドレス　[seiso@tobasangyo.com](mailto:seiso@tobasangyo.com)

（２）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

　　　ア　断固として不当介入を拒否すること。

　　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

　　　ウ　委託者に報告すること。

　　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（３）受託者が上記イ又はウの義務を怠ったときは、落札資格停止等の措置を講じる。